

市民文化会館使用料

施設名	区分	基本使用料の額					
		(午前) 午前9時から 正午まで	(午後) 午後0時30分 から午後4時 30分まで	(夜間) 午後5時30分 から午後9時 30分まで	(午前～午後) 午前9時から 午後4時30分 まで	(午後～夜間) 午後0時30分 から午後9時 30分まで	(全日) 午前9時から 午後9時30分 まで
ホー ル	平日	18,520 円	31,890 円	45,260 円	41,200 円	61,800 円	77,250 円
	土曜日 日曜日 祝日	24,660	41,200	58,630	53,480	80,320	99,830
練習室 1		1,320	1,840	2,230	2,740	3,430	4,620
練習室 2		1,200	1,710	2,230	2,500	3,160	4,290
練習室 3		3,160	4,290	5,280	6,070	7,720	10,430
楽屋 1・2・3 (各室)		380	490	510	770	890	1,150
楽屋 4		510	770	990	1,150	1,480	1,980
楽屋事務室		250	250	380	490	510	770
一階ホール	165㎡	1日 3,070					
附属設備及び備品類		一附属設備及び一品目につき規則に定める額					

※祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

〔備考〕

- 1 使用者が入場料又はこれを類するものを徴収する場合は、平日の基本使用料に次表の割合を乗じて得た額を加算する。

1人1回当たり入場料金	加算する額
1,000円を超え3,000円以下のとき	基本使用料の額の5割に相当する額
3,000円を超えるとき	基本使用料の額の10割に相当する額

- 2 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、平日の基本使用料の10割に相当する額を加算する。
- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料の5割に相当する額とする。
- 4 使用許可時間経過後の使用料は、30分につき許可時間帯（午前～午後使用の場合は、午後の時間帯とし、全日使用及び午後～夜間使用の場合は、夜間の時間帯とする。）の使用料の1.5割に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなす。
- 5 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割に相当する額を加算する。
- 6 冷暖房費は、基本使用料の3割とする。
- 7 舞台操作に要する料金は別に定める。
- 8 使用料の額（備考第1号から第7号により加算した額を含む。）及び減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。